

关于延长部分税收优惠政策执行期限的公告
 财政部 税务总局公告2021年第6号

为进一步支持小微企业、科技创新和相关社会事业发展，现将有关税收政策公告如下：

一、《财政部 税务总局关于设备 器具扣除有关企业所得税政策的通知》（财税〔2018〕54号）等16个文件规定的税收优惠政策凡已经到期的，执行期限延长至2023年12月31日，详见附件1。

二、《财政部 税务总局关于延续供热企业增值税 房产税 城镇土地使用税优惠政策的通知》（财税〔2019〕38号）规定的税收优惠政策，执行期限延长至2023年供暖期结束。

三、《财政部 税务总局关于易地扶贫搬迁税收优惠政策的通知》（财税〔2018〕135号）、《财政部 税务总局关于福建平潭综合实验区个人所得税优惠政策的通知》（财税〔2014〕24号）规定的税收优惠政策，执行期限延长至2025年12月31日。

四、《财政部 国家税务总局关于保险公司准备金支出企业所得税税前扣除有关政策问题的通知》（财税〔2016〕114号）等6个文件规定的准备金企业所得税税前扣除政策到期后继续执行，详见附件2。

五、本公告发布之日前，已征的相关税款，可抵减纳税人以后月份应缴纳税款或予以退还。

特此公告。

财政部 税务总局
 2021年3月15日

一部税金優遇政策の執行期限延長に関する公告
 財政部 稅務總局公告 2021 年第 6 号

さらに小型・零細企業、科学技術イノベーションおよび関連社会事業の発展を支援するため、ここに関連税金政策を以下の通り公告する：

一、《財政部 稅務總局：設備 器具の関連企業所得税控除に関する通知》（財稅〔2018〕54 号）などの 16 文書の規定する稅收優遇政策について、期限が到来している場合、いずれも執行期限を 2023 年 12 月 31 日まで延長する。詳細は付属文書 1 を参照のこと。

二、《財政部 稅務總局：暖房供給企業の増値稅 不動産稅 都市農村土地使用稅の優遇政策の継続に関する通知》（財稅〔2019〕38 号）の規定する稅收優遇政策について、執行期限を 2023 年の暖房供給期間の終了まで延長する。

三、《財政部 稅務總局：貧困支援に伴う移転に係る稅收優遇政策に関する通知》（財稅〔2018〕135 号）・《財政部 稅務總局：福建平潭綜合實驗区の個人所得稅優遇政策に関する通知》（財稅〔2014〕24 号）の規定する稅收優遇政策について、執行期限を 2025 年 12 月 31 日まで延長する。

四、《財政部 國家稅務總局：保險会社の準備金支出に係る企業所得稅の稅前控除関連政策問題に関する通知》（財稅〔2016〕114 号）などの 6 文書の規定する準備金に係る稅前控除政策は、期限到来後も執行を継続する。詳細は付属文書 2 を参照のこと。

五、本公告の公布日までに、すでに徴収した関連税金は、納税者が以降の月に納付する税額から控除することができる、あるいは返金する。

特にここに公告する。

財政部 稅務總局
 2021 年 3 月 15 日

关于延续实施应对疫情部分税费优惠政策的公告

财政部 税务总局公告2021年第7号

为进一步支持疫情防控，帮助企业纾困发展，现将有关税费政策公告如下：

一、《财政部 税务总局关于支持个体工商户复工复产增值税政策的公告》（财政部 税务总局公告 2020 年第 13 号）规定的税收优惠政策，执行期限延长至 2021 年 12 月 31 日。其中，自 2021 年 4 月 1 日至 2021 年 12 月 31 日，湖北省增值税小规模纳税人适用 3%征收率的应税销售收入，减按 1%征收率征收增值税；适用 3%预征率的预缴增值税项目，减按 1%预征率预缴增值税。

二、《财政部 税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关个人所得税政策的公告》（财政部 税务总局公告 2020 年第 10 号）、《财政部 税务总局关于电影等行业税费支持政策的公告》（财政部 税务总局公告 2020 年第 25 号）规定的税费优惠政策凡已经到期的，执行期限延长至 2021 年 12 月 31 日。

三、《财政部 税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关税收政策的公告》（财政部 税务总局公告 2020 年第 8 号）、《财政部 税务总局关于支持新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控有关捐赠税收政策的公告》（财政部 税务总局公告 2020 年第 9 号）规定的税收优惠政策凡已经到期的，执行期限延长至 2021 年 3 月 31 日。

四、2021 年 1 月 1 日至本公告发布之日前，已征的按照本公告规定应予减免的税费，可抵减纳税人或缴费人以后应缴纳的税费或予以退还。

特此公告。

财政部 税务总局
2021 年 3 月 17 日

新型コロナウイルス感染拡大対応に係る
一部税金優遇政策の実施継続に関する公告
財政部 税務総局公告 2021 年第 7 号

さらに新型コロナウイルス感染拡大の防止・コントロールを支援し、企業の苦境緩和・発展を援助するため、ここに関連税金政策を以下の通り公告する：

一、《財政部 税務総局：個人事業主の操業再開支援に係る増値税政策に関する公告》（財政部 税務総局公告 2020 年第 13 号）の規定する税金優遇政策は、執行期限を 2021 年 12 月 31 日まで延長する。このうち、2021 年 4 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで、湖北省の増値税小規模納税者の 3%の徴収率を適用する課税売上収入は、1%の徴収率に減じて増値税を徴収する；3%の事前徴収率を適用する予納増値税項目は、1%の事前徴収率に減じて増値税を予納する。

二、《財政部 税務総局：新型コロナウイルス感染拡大の防止コントロール支援に係る個人所得税政策に関する公告》（財政部 税務総局公告 2020 年第 10 号）・《財政部 税務総局：映画などの業種の税金支援政策に関する公告》（財政部 税務総局公告 2020 年第 25 号）の規定する税金優遇政策は、すでに期限が到来している場合、いずれも執行期限を 2021 年 12 月 31 日まで延長する。

三、《財政部 税務総局：新型コロナウイルス感染拡大の防止コントロール支援に係る増値税政策に関する公告》（財政部 税務総局公告 2020 年第 8 号）・《財政部 税務総局：新型コロナウイルス感染拡大の防止コントロール支援に係る寄付金増値税政策に関する公告》（財政部 税務総局公告 2020 年第 9 号）の規定する税金優遇政策は、すでに期限が到来している場合、いずれも執行期限を 2021 年 3 月 31 日まで延長する。

四、2021 年 1 月 1 日から本公告の公布日までに、すでに徴収した本公告の規定に基づき減免すべき税金は、納税者あるいは納付者が以降に納付する税額から控除することができる、あるいは返金する。

特にここに公告する。

財政部 税務総局
2021 年 3 月 17 日